

神戸芸術工科大学

『単位の認定の方針について』（単位認定、学位認定、成績評価の基準）

【学則】（抜粋）

第30条 授業科目の単位計算方法は、45時間の学修を必要とする内容をもって1単位とすることを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次に掲げる基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲での授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲での授業をもって1単位とする

(3) 卒業研究、総合プロジェクト及びアート&デザインプロジェクトについては、学修の成果を評価して所定の単位を授与する。

2 前項に定める授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第32条 単位の認定は、筆記試験又はその他の方法によって行う。

2 試験は、学期末又は学年末に行う。ただし、授業科目によっては臨時に行うことがある。

第33条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

第34条 授業科目の試験の成績は、S・A・B・C・D・Eの6段階をもって表示し、S・A・B・Cを合格とする

第39条 本学に4年（第17条第1項により入学した者については、同条第2項により定められた在学すべき年数、第17条の2第1項により入学した者については、同条第2項により定められた在学すべき年数）以上在学し、第31条に定める授業科目及び単位数を取得した者については、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

第40条 前条の卒業者には、学士（芸術工学）の学位を授与する

2 芸術工学部 卒業要件単位表

学 科 科目区分		環 境 ・ 建 築 デ ザ イ ン 学 科				生 産 ・ 工 芸 デ ザ イ ン 学 科	ビ ジ ュ ア ル デ ザ イ ン 学 科	メ デ ィ ア 芸 術 学 科
		環 境 ・ 建 築 デ ザ イ ン 学 科				生 産 ・ 工 芸 デ ザ イ ン 学 科	ビ ジ ュ ア ル デ ザ イ ン 学 科	メ デ ィ ア 芸 術 学 科
基 礎 教 育 科 目	学修基礎	4単位以上						
	人文・社会	4単位以上						
	自然・情報	4単位以上						
	外国語	6単位以上						
	キャリア	4単位以上						
	小 計	32単位						
専 門 教 育 科 目	芸術工学基礎	14単位	14単位	14単位	14単位	14単位	14単位	
	必 修	29単位	10単位	30単位	6単位			
	選択必修	3単位	12単位	2単位	20単位			
	選 択	28単位	38単位	28単位	34単位			
	卒業研究	10単位	10単位	10単位	10単位			
	小 計	84単位	84単位	84単位	84単位			
自 由		8単位						
合 計		124単位	124単位	124単位	124単位			

※ 基礎教育科目は、各科目区分毎に定められた単位数を修得し、基礎教育科目の卒業要件単位を満たさなければならない。

※ 単位互換協定（学園都市単位互換講座等）による修得単位は、「自由」として4単位まで算入することができる。

※ 「自由」には、基礎教育科目、専門教育科目の卒業要件単位を超えた「科目」の単位を算入することができる。